

令和2年 第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年8月11日（火）午後1：30～2：30
2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室
3. 出席委員 (6人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (4人) 1番田守和人、5番荻沢功、6番橋端哲美、7番谷地村久人
5. 会議書記 事務局主事 服部 奨
6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和2年第8回8月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番工藤勉君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には2番長井進君、並びに、9番佐藤久美子君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、報告第7号、農地の転用の事実に関する照会に対する回答書についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第7号、農地の転用事実に関する照会に対する回答書について報告いたします。 4ページの農地の転用事実に関する照会書をご覧ください。 本来、農地の地目を変更する場合は、転用許可あるいは非農地証明を受けまして、申請者が法務局で手続きを行うわけですが、過去に農業委員会の手続きを踏んだと思われる案件で相当年数が経っている場合については、行政書士や土地家屋調査士の方で直接法務局に地目変更の手続きを行う場合があります。 今回の案件につきまして、本人から委任を受けた行政書士が、青森地方法務局八戸支局の方に地目変更の手続きが行われまして、その農地を管轄する、新郷村農業委員会に転用の事実があるかないか照会がきたものでございます。 この案件は、5ページにありますように、平成28年3月24日付けで県知事より山林への転用許可になった訳ですが、苗木を植付けて普通であれば3年で50センチほどに成育して、転用の完了届を県に提出しますが、土壤の状態で苗木が育たないため、原野に変更したいとの申出があり照会がきたものです。 それに伴って、6月18日に谷地村会長職務代理と事務局の3名で現地調査を行い、土地の現況が登記申請書のとおり原野であることを確認し同日、会長名で法務局へ回答をしております。

	3ページに回答書の写し、4ページに農地の転用事実に関する照会書の写し、5ページに転用許可申請書の写し、6ページに位置図、7ページに現況写真を添付しておりますので確認ください。 以上で報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に、日程第4、報告第8号、農用地等売買あっせん結果についてを議題といたします。 事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	8ページをお開きください。 日程第4、報告第8号、農用地等売買あっせん結果について報告いたします。 このことについて、あっせん申出者の諸事情により売買したいとの申し出があり、 6月12日にあっせん委員会を開催し、結果双方での売買が成立したものです。 農地等の所在については10ページのあっせん調書のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第9号、農地法第18条第1項の規定による届出についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	11ページをお開きください。 日程第5、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 理由は借受人が借受けた農地の管理ができなくなったため、合意解約するものです。 12ページに議案書の写し、13ページに合意解約書、通知書の写しを添付してありますので参考にしてください。 以上、報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に、日程第6、議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第17号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	14ページをお開きください。 日程第6、議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があつたので審議を

	<p>求めるものです。</p> <p>今回は売買が2件です。</p> <p>15ページをお開きください。</p> <p>議案第17号、受付番号第17号の申請は、譲渡人が高齢及び労働力不足により農業経営の縮小し、農地を手放したいを考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致したため、申請されたものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畠として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>15ページに議案書の写し、16ページに農地法3条1項の調査書、17ページに許可申請書の写し、18ページに位置図、19ページに現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>また、16ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第17号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤久美子委員から報告を求めます。
佐藤 委員	<p>議案第17号、受付番号第17号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第17号の申請地は、譲渡人が高齢のため耕作できない状況にあり、以前より農地を手放したいと考えていました。</p> <p>また、譲受人は申請地付近を以前から耕作しており、なおかつ経営規模拡大を考えていたことで、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号、受付番号第17号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号、受付番号第17号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第18号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>20ページをお開きください。</p> <p>議案第17号、受付番号第18号についてご説明いたします。</p> <p>受付番号第18号は、譲渡人が以前より労働力不足により、譲受人に農地を貸出した経緯があることなどから、申請されたものです。</p> <p>農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、20ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>20ページに議案書の写し、21ページ農地法3条1項の調査書22ページに許可申請書の写し、23ページに位置図、24ページに現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>また21ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第18号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を5番荻沢委員から報告を求めます。
荻沢 委員	<p>議案第17号、受付番号第18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第18号の申請地は、譲渡人が以前から、譲受人に農地を貸出した経緯があることや、譲受人の農地が近隣にあること、また譲受人は経営規模拡大を考えていたことなどから、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>のことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題はないものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第17号、受付番号第18号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第17号、受付番号第18号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第7、議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>整理番号2の11号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>25ページをお開きください。</p> <p>日程第7、議案第18号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認に</p>

	<p>について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおりの農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>整理番号2の11号について説明いたします。</p> <p>令和2年6月25日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は、29ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受けける者の住所、氏名、経営面積等について、26ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>27ページは、新郷村長からの協議文書、28ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、29ページに農用地利用集積計画の写し30ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、31ページに位置図、32ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の11号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤久美子委員から報告を求めます。
佐藤 委員	<p>議案第18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第18号、整理番号2の11、受付番号第11号の申請地は田であります。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第18号、整理番号2の12号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>33ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の12号について説明いたします。</p> <p>令和2年6月25日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も、36ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから</p>

	<p>受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、33ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>34ページは、新郷村長からの協議文書、35ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、36ページに農用地利用集積計画の写し、37ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、38ページに位置図、39ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の12号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤久美子委員から報告を求めます。</p>
佐藤 委員	<p>議案第18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第18号、整理番号2の12、受付番号12号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第18号、整理番号2の11号及び2の12号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の11号及び2の12号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第18号、整理番号2の13号及び2の14号について審議に付します。</p> <p>整理番号2の13号及び2の14号については、2番長井委員が利害関係人となるいる事案ですので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで2番長井委員は退室してください。</p>
	(長井委員、退室)
議長	<p>それでは、整理番号2の13号及び2の14号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	40ページをお開きください。

	<p>整理番号2の13号について説明いたします。</p> <p>令和2年6月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も、43ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、40ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>41ページは、新郷村長からの協議文書、42ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、43ページに農用地利用集積計画の写し、44ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、45ページに位置図、46ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の13号の説明を終わります。</p> <p>47ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の14号について説明いたします。</p> <p>令和2年6月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も、50ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、47ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>48ページは、新郷村長からの協議文書、49ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、50ページに農用地利用集積計画の写し、51ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、52ページから54ページに位置図、55ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の14号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を5番荻沢委員から報告を求めます。
荻沢 委員	<p>議案第18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第18号、整理番号2の13、受付番号13号の申請地は田であります。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が田として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p>

	<p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p> <p>続いて、議案第18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第18号、整理番号2の14、受付番号14号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人が畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第18号、整理番号2の13号及び2の14号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の13号及び2の14号は原案のとおり決定しました。</p> <p>2番長井委員を入室させてください。</p>
	(長井委員入室、着席)
議長	<p>次に、議案第18号、整理番号2の15号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>56ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の15号について説明いたします。</p> <p>令和2年6月25日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も59ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、56ページ議案書記載のとおりです。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定です。</p> <p>57ページは、新郷村長からの協議文書、58ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、59ページに農用地利用集積計画の写し、60ページに青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、61ページに位置図、62ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p>

	以上、整理番号 2 の 15 号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 9 番佐藤久美子委員から報告を求めます。
佐藤 委員	<p>議案第 18 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第 18 号、整理番号 2 の 15 、受付番号 15 号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 18 号、整理番号 2 の 15 号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号 2 の 15 号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和 2 年第 7 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者